

可認局遞驛

明治十九年九月十八日發兌

第壹年級 英吉利法律講義錄 第壹號

英吉利法律學校



目次

英吉利法律講義錄

○法學通論

法學士 山田 喜之助

○契約法

法學士 方 寧

○羅馬法

法學士 渡邊 安積

○判決例

法學士 渡邊 安積

法學通論

法學士 山田喜之助 講義

校 友 畔上 啓策 編輯

緒言

本日ハ法學通論ヲ講ズルノ初メナリ諸君中ニハ既ニ法律學ノ幾分カ
ヲ修メラレタル人モアラシ又今日ヲ始メトシテ法律ヲ研窮セラル
人モアル可シ而シテ既ニ修メラレタル人ニハ温習ノ積リニテ聽聞
ル可シ
法學通論ナルモノハ法律ノ初步ニ過ギズ然ルニ此初步ナル法學通論
タルヤ甚困難ナル講題ニシテ諸君ニ於テモ充分ニ要領ヲ得ラレザル
時ハ他日法律ヲ研窮スルノ妨ゲトナル可シ
法學通論ハ他ノ或ル種類ノ學科ノ初步ニ比スルニ更ニ困難ナルモノ

アリ抑諸種ノ學科ニ於テハ易キ事柄ヨリ漸々ニ難ニ入ルモノ多シ然
ルニ法學通論ニ於テハ之ニ反シテ難ヨリ易ニ入ルノ感ナキニアラズ
乃事柄ハ大ニ難キモノナレドモ初學者ノ爲メニ成ル可シ易キ方法ヲ
設テテ之ヲ説明スルコトヲ勉ムルニ過ギザルナリ是ヲ以テ他ノ學科
ノ如ク易ヨリ難ニ入ルモノニ比スレバ一層ノ困難ヲ覺ユルモノアレ
ハ諸君ニ於テモ豫メ之ヲ覺悟セザルベカラズ
夫レ難キモノヲ易ク講ズルトハ取モ直サズ簡略ニ講ズル譯ニシテ充
分綿密ニシテ且精確ナルヲ欲スルモ得ベカラザルナリ故ニ本講ニハ
法律ノ大略ヲ陳テ諸君ガ他日法律ヲ修ムルノ階梯ニ供スルモノナリ
法學通論ヲ講ズルニ種々ノ方法アリ即緊要ナルモノ而已ヲ撰テ之ヲ
委シク説明スルト説明ハ簡略ナルモ講義ノ範圍ヲ廣クスルト是ナリ
即之ヲ再言スレバ材料ヲ少クシテ精確ナルト材料ヲ多クシテ簡略ヲ

勉ムルトナリ余ハ第二方法ヲ取り廣ク一般ニ亘テ講述セント欲ス
乃高臺ニ上テ法海ヲ望マン樓臺愈高ケレバ法海ヲ望ム愈廣シ然レド
モ海濱ニ立テ咫尺ヲ望ムノ明瞭ハナカルベキナリ
法律トハ如何ナル學問ナル乎先ヅ冒頭ニ云フ可キハ法律ハ實用ノ學
問ナリ夫レ凡テノ學問ハ固ヨリ實用ヲ期シ好デ無用ノ學ヲ講ズル者
ナカル可キナリ然ルニ獨リ法律ニ限リテ之ヲ實用ノ學ナリト云フト
キハ所謂我田ヘ水ヲ引クニ同シケレドモ其實毫モ懸引ナキコトナリ
抑法律ハ實用ノ學問ナリト云フハ須臾モ實地ト離ルベカラザルモノ
ニシテ日日刻刻社會ニ起ル所ノ事件ヲ支配スル所ノ規則ヲ學ブ學問
ナリ何モ幽遠ナルコトヲ知ルノ學問ニアラズシテ面アタリ族族雜居
スル人民ニ直接セルモノナリ羅馬法ノ如キ死法ヲ學ブハ羅馬法其レ
自カラガ有難クシテ之ヲ好古家ノ氣取ニテ捫クリ廻スニアラズシテ

現行法ヲ學ブニ必要アルヲ以テナリ法律實用ノ學問ナルコト明白ナル以上ハ之ニ附テ又注意大可キコトアリ
 第一法律ヲ學ブモノハ何ニモ矢鱈ニ高尙ナルコトヲ云フニ及バズ又妄リニ高尙ナルコトヲ擔ギ出シ彼ニ引キ廻シ此ニ引キ廻リテ遂ニ据ヘ所ニ困却スルノ不始末ナキニアラズ而シテ餘リ高尙振リテ其弊ヤ迂遠ニ至ル思ハザル可カラザルナリ能ク世人ノ言フコトニ理論ハ斯ナレドモ實際ニ於テハ然ラズ或ハ貴殿ハ實際ヲ知レドモ理論ヲ辨セズ等ノコトアリ法律ニ於テハ實際ト理論ト相離レザルモノニシテ實際ヲ知ラザルモノハ法律家ト云フベキモノニアラズ讀書家耳好古家耳偏人家耳豈法律家ナランヤ然レドモ世ニ實際家ヲ以テ自ラ任ズルモノニシテ淺學無識普通識(コンモンゼンス)スラ之チ有セザル自稱實際家ナルモノアリ此等ハ齒牙ニ掛ルニモ及バサルコトナリ故ニ理

論ト實際トハ相背馳セズシテ始テ其全キヲ得ルモノニシテ元來學者
ハ實際ニ於テ己レヲ利シ實地家ハ學理ニヨツテ實用ニ資スル恰モ車
ノ兩輪ノ如シ古ク言ヒ傳ヘタルコトニ儒生ノ漢籍ニ上達セシ者ニシテ
受取証ノ書キ様ヲ知ラサリシト乃韓文公蘇東坡ノ文ヲ學ビテ普通民
間ニ用ユル受取証ノ書キ方ヲ知ラザルガ如キハ實ニ不都合ノ至リト
謂フ可キナリ法律ヲ學ブ者ハ決シテ斯ル迂濶ノ躒ニ傲フヘカラズ平
常ヨリ能ク世態ニ注目シ迂濶ナラザルヲ要スルナリ奈何ニ英米獨逸
ノ法ニ枕籍シテ簡編千タビ斷ツトモ實地應用ノ道ニ疎キ者ハ之ヲ讀
書家ト云フヲ得ベシ法律家ト云フヲ得ザルナリ
第二ニ法律ハ尊キ學問ナル乎否乎抑人間ニ高ヲ尙ヒ卑ヲ避クルコト
ハ水ノ性ト全ク反對ニシテ何レモ尊キ職業ニ就キタキモノナリ今諸
君ハ乃學校ノ得意先キニシテ此講義ハ其得意先キヘノ賣品ナレバ

俗ニ謂フ所ノ「賣物に花飾れ」ニシテ飽迄モ無鍊炮ニ法律ヲ尊キモノ、
如ク吹キ散ラス筈ナレドモ余輩ハ然カ致サハル心得ナリ而シテ法律
ハ尊ナラス賤ナラズ只普通ノ學問ニシテ世ニハ無カル可カラザルモ
ノナリト云フテ可ナリ而シテ法律ナルモノ、社會ニ必要ナルコトハ
茲ニ喋々ヲ要セズシテ既ニ諸君ノ熟知セラレ、時ハ其尊キト賤キト
暫ク之ヲ論ゼズシテ可ナリ只之ニ從事スル人尊キ時ハ之ヲ尊キモノ
トシ賤キ時ハ之ヲ賤キモノト云フベキ耳曾テ代言人ナルモノハ之ヲ
公事師ト唱ヘラレ傳馬町邊ノ旅籠屋ノ主人ノ如キ者が專ラ訴訟ヲ取
扱フタル時ニハ法律尊キモノナリト云フモ人之ヲ信セサルヘシ之ニ
反シテ法律ヲ運用スルモノ品格アリ優長ナル人物ナル時ハ法律モ賤
カラザルニ至ル然レドモ法律ヲ餘リ尊キモノト信シテ此學ニ從事シ
遂ニ失望スルニ至ルナキヲ要ス故ニ賤キモノト思フテ之ヲ始メ終ニ

其尊キヲ悟ルニ至ルト否トハ諸君ガ學ニ志ス精粗深淺ニ在ルナリ
第三ニ法律ト政治トノ關係是ナリ法律ハ必ズシモ政治ニ關係アルモ
ノニアラズ故ニ法律其モノヲ信シテ政治學或ハ政理學ト思フハ其當
ヲ得タルモノニアラズ而シテ其心得ニテ之ヲ研究スルトキハ失望ヲ
他日ニ引キ起スコトアリ豫シメ覺悟セザル可カラズ左ハ云フモノ、
此二者毫モ縁故ナシト云フニアラズ例セハ憲法行政法萬國公法ノ如
キ是非政治家ニ於テモ熟達セザル可カラザル學ナリ又法律ハ政治學
ニ非ラザレドモ而カモ政治學者ハ法律ヲ知ラザル可カラズ例ヘハ數
學ハ航海學ニアラザレトモ航海學ヲ爲スニハ數學ヲ要スルガ如キ又
文章家タルニハ草木禽獸ノ名ヲ知ルヲ要スレドモ草木禽獸ノ名ヲ詳
知スルモノ文章家ニアラザルガ如シ
近來英米國ノ政治家ニハ法律家多クシテ他ノ職ヨリ出デタルモノ甚

僅々ナリ統計表ヲ見ルモ其誣ナラザルヲ知ルニ足ル又新聞紙ニ徴シ
 テ之ヲ見ルモ明ナリ然レドモ諸君ハ之ヲ見テ法律ヲ學ブハ政治學ヲ
 講ズルモノナトリ誤認スル勿レ只法律ハ世態ニ密接ナル關係ヲ有ス
 ルモノナルガ故ニ之ヲ學ブモノハ自然ト腦力モ發達シ人情ノ觀察ニ
 慣レ多數人ニ接シ他ノ職業ヨリモ政論ニ傾キ易キニ過ギザルナリ
 第四法律ハ左マデ面白キモノニアラズ世ニハ面白キモノ多シ其面白
 キモノニモ種類アリ或ハ目的ニ面白キモノアリ或ハ手續ニ面白キモ
 ノアリ二者共ニ合フ時ハ此上ナキモノナリ又學問ニマレ技藝ニマレ
 研究中ニ面白キモノアリ研究ヲ遂ゲタル後ニ面白味ヲ添フルモノア
 リ彼ノ下等社會ニ行ハル、淨瑠璃端唄ノ如キハ其面白味ハ之ヲ習フ
 時ニアルモノ、如ク傍觀セラル共同ノ浴湯ニ怒鳴リ散ラシ納屋ノ隅
 ニ「うなり」出シテ味噌ヲ酸クスルノ類ハ隨分迷惑ニシテ本人モ卒業ノ

上ハ左程快樂アルモノトモ思ハレズ然レドモ學ブニ困難ニシテ遂ゲ
テ愉快ナルモノアリ法律ノ如キ其一ナリ蓋學問ハ仕上ゲタル時マデ
ハ面白カラズ却テ困難ヲ覺ユルモ仕上ゲタル後面白キモノアリ今一
幅ノ繪ヲ見テ魂飛ビ魄動キ實ニ精妙快ヲ呼ブハ之ヲ仕上ゲタル後ナ
リ其初メヤ佛掌^{ツグイモ}諸ノ如キ巖春葱^{ネツカ}ノ如キ蘭ヲ寫シ幾數百枚ノ紙ヲ費シ
幾千枝ノ筆ヲ禿シタルヤ算シ得ザル程其間常ニ數多ノ艱難辛苦ヲ經
タルモノナリ法律學モ永キ月日ノ中多クノ辛酸ニ遇フテ初メテ其好
結果ヲ現ハシ終ニ其樂ヲ覺ユルモノナリ況ヤ法律學ハ研究上無盡藏
ナレハ殊ニ愉快ノ事多シ何トナレハ法律學ハ未全ク開ケス而シテ宇
內各國ノ法律ヲ比較スルトキハ或ハ彼レ是ヨリ善キハアラフ然レモ
現今法律ハ未幼稚ノ有穢ニシテ今日文明ヲ以テ世界ニ誇ル國法ノ
如キモ未完全ナル發達ヲ爲サス而シテ其不完全ナルコソ却テ此學生

ヲ勵マサシムル所ナレ彼ノ勝ヲ探クルモノヲ見ルニ近ケレハ樂淺シ
入ルコト愈深ク愈幽ニシテ始メテ其樂ヲ覺ユ指顧ノ間ニ一見シテ全
局ヲ明瞭ナラシムルモノハ毫毛樂アラサルナリ樂ナルモノハ其盡キ
サル所ニ存ス古ニ所謂隨ヲ得テ蜀ヲ望ムト云フガ如ク窮リナキ人心
ヲ喜ハシムルニハ際限モナク餘地アリト云フ如キ學科ニアラサレハ
大丈夫タルモノ、好テ之ヲ修ムルノ價直アラシヤ又法律ノ學タルヤ
今猶不完全ノ箇所多キヲ以テ從テ新ニ起ル事柄モ尠ナカラズ今日世
人ノ熟知セル如キ開ケタル學問ハ之ヲ修ムルモ其樂深カラズ例ヘハ
東海道五十三次十度往復スルトモ人ニ誇テ語ルモノナカルヘシ是世
人カ普ク其驛ノ如何ナル所ナルヲ知得シ居レハナリ之ニ反シテ人跡
ノ未臻ラサル所一タヒ通覽シテ其景狀ヲ語ルトキニハ世人ノ喝采ヲ
得ルコトアリ學問モ又斯ノ如キノミ諸君ノ法律ヲ研究スルニ不便ヲ

契約法

法學士 土方 寧 講義

校 友 山口 正毅 編輯

第一篇 總論

契約法ハ法律ノ一種類タルニ過キササルヲ以テ先ツ法律全體ノ大意ヲ
 學ヒタルノ後ニアラサレハ充分ニハ之ヲ了解スルヲ得サルヘシサレト
 學校内限アルノ年月日時ヲ以テ一々順ヲ踐ミ序ヲ逐フテ論スルコト難
 シ是レ其順序ヲ顧ミルニ違アラスシテ余ノ直チニ第一年級ニ契約法
 ヲ講スル所以ナリ

法律ニハ種々ノ區別色々ノ種類アリ今一々茲ニ之ヲ論スルヲ得ス又
 之ヲ論スルノ必要ヲ見スト雖モ余カ諸君ノ注意ヲ乞ヒタキモノ一ツ
 アリ即チ強行法ト聽用法トノ區別ノコトナリ

契約法

Imperative Law

Dispositive

強行法ト
聽用法ト
ノ區別

強行法トハ國民ニ對シ強テ之ヲ遵奉セシムルノ性質アル法律ニシテ

即チ刑法ノ類ヲ云フ例ヘハ余ノ日本國ニ居住スルヤ之ト同時ニ他人

ノ財産ヲ害シ他人ノ身體名譽ヲ毀傷スル等ノ事ヲ爲サ、ルノ義務ヲ

負フコト敢テ余ノ自由ニ之ヲ左右スルヲ得サルカ如シ

聽用法トハ豫メ規則ヲ定メ置キ若シ此規則ニ從ハサレハ法律上敢テ

其規則範圍内ノ行爲取引等ヲ保護セサルモノニシテ例ヘハ甲乙互ニ

賣買セントスルトキハ賣買法ニ依ラサレハ雙方共ニ賣主タリ買主タル

ノ權利ヲ得サルカ如シ而シテ契約法ハ此聽用法ノ類ニ屬スルモノト

ス國民ニ契約ヲ結ビ賣買ヲ爲スノ義務ナシト雖若シ是等ノ取引ヲナ

ストキハ契約法賣買法ニ從ハサレハ法律ノ保護ヲ受クルヲ得サルノ

ミ

サテ右強行法ト聽用法トノ二法ハ何ナル割合ニ世間ニ行ハル、モノ

ナリヤト云フニ古昔未開ノ時代ニ當リテ行ハレシ所ノ法律ハ殆ント
 強行法ニ限リ聽用法ニ類スルモノハ極メテ少ナカリシト雖也其後漸
 ク開明ニ赴クニ從フテ聽用法ノ範圍大ニ擴充セルノミナラズ今後社
 會ノ益進歩スルニ伴フテ愈々聽用法ノ區域大ナルニ至ルヘキ傾向
 アリ是ニ因テ考フレハ此聽用法ノ大部ヲ占ムル所ノ契約法モ亦必然
 其區域増大ニ成リ其緊要ノ度モ愈々重キヲ加フヘキ勢アリト知ルヘ
 シ
 抑、法律、權利、義務、制裁ノ四者ハ互ニ相關シ相對スルノ思想ニシテ一
 ノ思想ヲ考ヘントセハ必ラス他ノ三者ニ思ヒ及ハサルヘカラス即
 法律ハ國民ノ權利ヲ保護スルモノナリト云フトキハ之カ保護ノ道タル
 義務ノ思想起ラサルヲ得ス而シテ此義務ノ思想起ルニ從テハ又之ニ
 背キ之ヲ行ハサルトキニ加フヘキ制裁ノ思想生セサルヲ得サルヘシ

右四者ノ中ニ就キ特ニ權利ト義務トノ關係ヲ示ス。左表ノ如シ
權利者ト行爲不爲ト(目的物)ト義務者

茲ニ權利アレハ其權利ノ屬スル人即權利者ナカルヘカラス其權利者ニ對シテ義務ヲ負フ人即義務者モ亦之ナキヲ得ス而シテ其義務トハ或ル事ヲ爲シ又ハ爲サルニアリテ權利義務共ニ同一ノ行爲若クハ不爲又ハ同一ノ行爲不爲ニ關ス是レ權利義務ノ共存シテ偏廢スヘカラサル所以ナリ又茲ニ義務アレハ義務者及其他ノ元素ナカラサルヘカラスル同一理ナリトス然ルニ行爲若クハ不爲ノ相關スル目的物ニ至リテハ或ハ之アリ又或ハ之ナシ例ヘハ所有權ノ如キハ其目的物アリト雖名譽權ノ如キハ之ナキナリ
右論スル所ニ依テ考フトキルハ權利義務ハ一ノ法律上ノ關係ナリト云フテ可ナリ而シテ此關係ヲ以テ一直線ト看做ストキハ其一端ヨリシテ

^い Jus in rem
^ろ Jus in personum
 對世權ト
 對人權ト
 ノ區別

ハ之ヲ權利ト云ヒ他ノ一端ヨリシテハ之ヲ義務ト云フニ過キス權利
 義務ハ同物ノ異名ニシテ猶物ニ表裏ノ區別アルカ如シ唯權利ト云ヘ
 ハ明ニ權利ノ一端ヲ表シ暗ニ義務ノ一端ヲ示スノ言又義務ト云ヘハ
 明ニ義務ノ一端ヲ表シ暗ニ權利ヲ示スノ言タルノミ
 權利ニ種々ノ區別アリ茲ニハ左ノ一二ノミヲ略述スヘシ
 一、對世權ト對人權ノ區別

^い
^{ツユス、イン、レム}
 對世權トハ世上一般ノ人ニ對スル權利ヲ謂ヒ對人權トハ指示シ得ヘ
^ろ
^{ツユス、イン、ペルソナム}
 キ格段ナル人ニ對スル權利ヲ謂フ例ヘハ所有權名譽權身體安固ノ權
 利等ハ對世權ニシテ契約上ノ權利、夫妻親子間相互ノ權利等ハ對人權
 ナリトス對世權ノ原語「^{シユ、ス、イン、レム}」ヲ譯シテ或ハ物權ト謂フ蓋
 允當ナラサルカ如シ何トナレハ對世權中ニハ目的物ナキ所ノ名譽權
 ナモ含蓄シ居レハナリ又對人權ノ原語「^{シユス、イン、ペルソナム}」ヲ譯シ

テ人権ト稱スル者アリ然レモ物權ニ反シ物上ニ有スルニアラスシテ
 人ニ對スルノ權利ナリト云フニハアラス都テ權利ハ人ニ對セサルハ
 ナシ

前ニ權利ト義務トノ區別ヲ示ス爲メニ掲ケタル表ニ就テ言フトキハ權
 利者ヲ除ク都テノ他人若シ其權利者ニ對スルノ義務者ナルトキハ其權
 利ヲ對世權ト謂ヒ權利者及ヒ義務者共ニ指示シ得ヘキ人ナルトキハ其
 權利ヲ對人權ト謂フ

茲ニ對世權ト對人權トノ區別ヲ明ナラシムルニ便利ナル權利ニシテ
 得物權トモ稱スヘキモノアリ指示シ得ヘキ人ニ對シ其人ヨリ物件ヲ得
 得物權トモ稱スヘキモノアリ指示シ得ヘキ人ニ對スルモノナルカ故
 ニ對人權ノ一種タルニ過キスト雖之カ執行ヲ遂ケタル上ハ其權利
 ハ消滅シ既ニ得タル物件ニ付キ更ニ對世權ヲ生スルナリ故ニ時ノ前

Primary right
Secondary right
Remedial right

第一ノ權
利ト第二
ノ權利ト
ノ區別

後ヲ以テ論スルトキハ得物權ナルモノハ對世權ニ變シ得ヘキ對人權
ト謂フテ不可ナカルヘシ
二、第一ノ權利ト第二ノ權利トノ區別
第一ノ權利トハ本來存スル處ノ權利ニシテ第二ノ權利トハ第一ノ權
利ヲ犯スニ因テ更ニ生スル所ノ權利ナリ例ヘハ生命權所有權契約上
ノ權利等ハ皆第一ノ權利ナレトモ是等ノ權利ヲ犯スニ因テ生スル損
害ノ賠償ヲ受クヘキ權利ハ第二ノ權利ナリトス第二ノ權利ハ一名回
復權ト云フ此名稱ヲ以テ考フルトキハ第二ノ權利ノ性質ヲ知ルニ足
ラン而シテ第一ノ權利ニハ對世權アリ又對人權アルヲ得ヘシト雖第
二ノ權利ハ對人權ニ限ルモノトス何トナレハ第二ノ權利ハ第一ノ權
利ヲ犯セル指示シ得ヘキ人ニ對スレハナリ
義務ニモ亦種々ノ區別アリ今左ニ其一ヲ掲ケハ

契約法

い positive duty
 る Negative duty
 は Good will

積極ノ義
 務ト消極
 ノ義務ト
 ノ區別

積極ノ義務ト消極ノ義務トノ區別

積極ノ義務トハ爲スヘキノ義務ニシテ消極ノ義務トハ爲サ、ルノ義

務ヲ云フ前ニ掲クル表ニ於テ行爲ノ義務ト云フハ即積極ノ義務ヲ云

ヒ不爲ノ義務トハ即消極ノ義務ヲ云フナリ例ヘハ人ノ名譽ヲ毀傷ス

ヘカラサル義務、人ノ財産ヲ押領スヘカラサル義務、營業ノ得意ヲ賣渡

シタル者ニ於テ契約上或ル區域内ニテ同業ヲ營ムヘカラサル義務ノ

如キハ皆消極ノ義務ナリトス之ニ反シ夫妻ノ互ニ扶助スヘキ義務、父

母ノ其子女ヲ養育スヘキ義務、賣買ノ契約ニ基キ賣主ニ於テハ物品ヲ

引渡シ買主ニ於テハ其代價ヲ仕拂フヘキ義務ノ如キハ皆積極ノ義務

ナリトス而シテ對人權ニ相對スルノ義務ハ或ハ積極ノ義務タルニア

リ又或ハ消極ノ義務タルニアリト雖對世權ニ相對スルノ義務ハ必ス

消極ノ義務ニ限ルモノトス

Obbligatio
dominium
Juris vinculum

義務ニモ亦第一ノ義務ト第二ノ義務トノ區別アルコト權利ノ場合ニ於ケルカ如シ

前段ニ於テ述ヘタル對世權ト對人權トノ區別ヲ示ス所ノ原語ハ近來ニ至リテ羅馬法ヲ講スル學者ノ作りシ語ニシテ昔羅馬法ニテハ對人權ノ原語「シユス、イン、レム」ヲ「下ミニウム」ト稱セリ而シテ「ドミニウム」ノ事ハ契約法ヲ講スルニ際シ敢テ關係ナキヲ以テ茲ニ之ヲ論セス

「オブリガシヨ」トハ「シユリス、ブウキンキュラム」即チ法律上ノ鎖若シハ紐ト謂フ義ニシテ指シ示ス_ハトチ得可キ一人又ハ數人ト指示ス_ハトチ得ヘキ一人又ハ人數トノ間ニ存スル權利義務ノ關係ヲ謂フ今茲ニハ假ニ之ヲ譯シテ法鎖ト稱ス可シ對人權ナル語ハ此關係ノ權利ノ一端ヲ表スル言ナレトモ法鎖ナル語ハ重ニ義務ノ一端ヲ示スノ語ナリ

義 法鎖ノ定

素 法鎖ノ要

サゲ井ニ一氏曰ク法鎖トハ他人ノ箇々ノ行爲ヲ其他人ノ自由意思ヨリ減却シテ自己ノ意思ニ服従セシメ以テ之ヲ管理スルヲナリト蓋シ管理スルトハ權利ニシテ管理セラル、事ハ義務ナリ今左ニ法鎖ニ必要ナリトスル所ノ元素ヲ掲ク可シ

一 二箇ノ對手

二箇ノ對手トハ法鎖ノ權利者義務者ヲ謂フ
權利義務若シ一人ニ集合スルトキハ互ニ相殺スルモノトス

二 二箇ノ對手ハ確定セルモノナラサル可カラス

義務者若シ不確定ナルトキハ相對スル所ノ權利ハ對世權ナルヘク又權利者若シ不確定ナルキハ其權利義務ハ公法上ノ權利義務

タルヘシ

三 法鎖ノ區域モ亦確定セル者ナラサル可カラス

法鎖ノ原因

人若シ全ク他人ニ管理セラル、トアラハ其人ハ自由人タルノ資格ヲ失フ可シ

四 法鎖ハ結局金錢ヲ以テ價值ヲ定メ得可キモノナラサル可カラズ一般ノ原則ニ據ルニ人若シ義務ヲ盡サ、ルトアル時ハ爲メニ生スル所ノ損害ヲ賠償スルヲ以テ足レリトスルモノニシテ裁判所ニ於テ義務ノ實行ヲ命スルニ唯稀ニ許ス所ノ例外トス

羅馬法ニテハ法鎖ノ因リテ生スル所ノ原因ニ基キ之ヲ二別シ契約ヨリ生スル所ノ法鎖及犯權ヨリ生スル所ノ法鎖トス其後又法鎖ノ原因ニ准契約及ヒ准犯權ノ二者ヲ増加シタレトモ尙ホ法鎖ノ原因ヲ説キ盡シタルモノニハアラサルナリ今左ニ法鎖ノ原因ヲ枚擧シテ之ヲ畧説ス可シ

一 法鎖ハ犯權ヨリ生スルトアリ
犯權トハ原語ザリクナムニシテ即チ對世權ヲ犯スヲ謂フ英國法

契約法

ニ所謂私犯(トート)ノ場合ナリ例ヘハ財産權若クハ身體安固ノ權
等ヲ犯ス者アルトキハ爲メニ生スル所ノ損害ヲ賠償ス可キ義務
及ヒ相對スル所ノ權利ヲ生ス可シ

二 法鎖ハ違約ヨリ生スルヲアリ

違約トハ契約ニ違背スルヲ謂フ契約ニ違背スルトキハ多少ハ契
約ヲ解除セシメ以テ更ニ損害賠償ノ權利義務ヲ生スルナリ違約
ハ契約上ノ權利ヲ犯ス者ナレハ犯權ニ相違ナシト雖爲メニ犯サ
ル、所ノ權利對人權ニシテ對世權ニハアラサルカ故ニ第一ノ場
合トハ之ヲ混ス可カラス

三 法鎖トハ裁判所ノ裁判申渡ヨリ生スルヲアリ英國法ニ所謂「コ

ントラクト、オフ、レコード」即チ記錄契約ト稱スル場合はナリ例ヘ
ハ裁判所ニ於テ被告人ヨリ原告人ニ金若干ヲ仕拂フ可シト申渡

Transaction
Trust
Agreement

quasi contract

シ之ヲ其裁判所ノ記録ニ登録スルモハ原被告雙方ノ間ニ更ニ負債ヲ生シ其原告人ハ裁判上ノ債主トナリ他ノ債主ヨリハ先取等ノ特權アリ然レモ記録契約ナルモノハ眞誠ニ契約ト稱シ得可キモノニアラス

四 法鎖ハ准契約ヨリ生スルコトアリ

准契約トハ原語ニテ「クエイサイ、コントラクト」ト謂フ凡ソ契約ナル者ハ其對手ノ合意アリテ始メテ生スルモノトス然レモ法律上眞誠ノ合意ナキモ之アリタルモノト見做シ契約ト同一ノ訴訟式ヲ以テ出訴スルヲ許スコトアリ例ヘハ甲者若シ乙者ヨリ丙者ニ仕拂フ可キ金錢ヲ受取リタルトキハ法律上甲者ヲ以テ其金錢ヲ丙者ニ拂ヒ渡ス可キ約束ヲ爲シタルモノト見做スガ如シ

五 法鎖ハ主トシテ對世權ヲ創生移轉セシムル所ノ取引ニ附着シ

契約法

テ生スル丁アリ例へハ結婚又ハ信託等ノ場合ヲ謂フ
 茲ニ甲男ト乙女トアリテ既ニ夫婦ト成リタルトキハ甲者ハ夫
 ルノ身分ヲ得乙者ハ妻タルノ身分ヲ得而シテ此身分ナルモノハ
 婚姻ニ由リテ創立セルモノトス又乙者ナル女婚姻前ニ有シ財
 産ノ所有權ハ一般ニ言フ時ハ夫ニ移轉スルモノトス又甲男乙女
 夫妻トナリタル時ハ夫妻間ニ相互ノ權利義務即法鎖ヲ生ズ此等
 ノ法律上ノ結果ハ皆夫妻トナリタル人々ノ合意ニ起リ直接又ハ
 間接ニ法律上ノ作用ニ因リテ生ズルモノトス
 又甲者所有セル所ノ土地ヲ丙者ニ贈與セントス然ルニ丙者ハ或
 ハ幼者ナルガ爲メ充分ニ其土地ノ利益ヲ利用スルノ能力ナキカ
 又ハ丙者ハ有夫ノ婦ナルヲ以テ直チニ丙者ニ贈與スルモ其夫ノ
 爲メ勝手ニセラル、ノ憂アルトキハ甲者ハ土地ヲ直チニ丙者ニ

Trust
Author
Trustee
Estui que trust

贈與スルモ其目的ヲ達スル能ハズ斯ノ如キ場合ニハ甲者ハ土地

ヲ直チニ丙者ニ贈與セズシテ乙者ニ贈與シ丙者ノ爲ニ其土地ヲ

使用セシメシムルコトアリ此場合ニハ乙者ハ法律上土地ノ所有

者トナル可シ然レドモ乙者ハ豫シメ甲者ヨリ依托ヲ受ケタル目

的ニ適スル様ニ其土地ヲ丙者ノ爲メニ使用スルノ義務ヲ負フベ

シ此取引ヲ稱シテ信託ト云ヒ甲ヲ信託ノ創造者ト云ヒ乙ヲ被信

託者ト云ヒ丙ヲ信託者ト云フ斯ノ如キ信託ノ取引ニ於テハ甲者

ト乙者トノ合意ニ因リテ甲者ノ所有物ヲ乙者ニ移轉セシメ且乙

者ト丙者ノ間ニ法鎖ヲ生ゼシム

六 法鎖ハ合意ヨリ生スルコトアリ契約ノ場合是ナリ合意トハ二人

若クハ二人以上ノ人々ニ於テ此等ノ人ノ權利義務ヲ變更増減ス

ヘキ爲メニ雙方ニ普通ノ思意ヲ互ニ出表セルヲ謂フ今合意ヲ組

成スルニ必要ナル所ノ元素ヲ左ニ掲ク可シ

一 二個ノ對手

二個以上ノ對手アルヲ得ヘシト雖少ナクモ二個ノ對手アルニアラサレハ合意ノアル可キ筈ナシ

二 普通ノ意思

普通ノ意思トハ外形ノ所爲ニ顯ハル、所ヲ以テ雙方ニ普通ナリトスル所ノ意思ヲ謂フ

三 普通ノ意思ノ通知

普通ノ意思アリテ雙方之ヲ外形ノ所爲ニ顯ハスト雖互ニ之カ通知ヲ爲スニアラサレハ合意ヲ生セシムルヲ得ス

四 普通ノ意思ハ法律上ノ結果即權利義務ヲ生セシメント欲スル

者ナラサル可カラス例ヘハ互ニ遠足ス可キ約束又ハ互ニ會讀ス

可キ約束ノ如キハ約束ヲナス所ノ對手ニ於テ決シテ法律上ノ結果ヲ思慮セルコトハ之ナカル可シ

五 普通ノ意思ハ法律上ノ結果ヲ生セシメ得ヘキモノナラサル可カラズ對手雙方ニ於テ法律上ノ結果ヲ生セシメント欲スルモ法律ノ要件ニ適合セサルトキハ其目的ヲ達スルヲ得サルヘシ例ヘハ本邦ニテハ土地ヲ賣買スルモ地券ヲ書替ユルニアラサレハ買主ニ所有權ヲ移轉セシムルコト能ハサルカ如シ

六 法律上ノ結果ハ合意ノアリタル對手ノ權利義務ヲ左右ス可キモノナラサル可カラス例ヘハ數名ノ裁判官列席ノ上互ニ協議一致シテ裁判ヲ言渡スコトアルモ其結果タルヤ訴訟人ノ權利義務ヲ左右ス可キモノニシテ裁判官共ノ權利義務ヲ左右ス可キモノニアラサルカ故ニ裁判官ノ協議一致ヲ以テ合意ト稱ス可カラス又英

法鎖ノ原因



右ニ畧述セル所ノ法鎖ノ原因ハ圖解ノ如シ
 前段圖解ヲ掲ケ法鎖ノ種々ノ原因ヲ示シ以テ合意ハ法鎖ヲ生セシム

米ノ陪審官等(陪審官
 ハ十二名ヨリ成ル)
 協同一致シテ事實ノ
 判斷ヲ爲シ之ヲ裁
 判所ニ報道スルコ
 アルモ其陪審官等
 ノ一致ヲ以テ合意
 ト稱ス可カラス

ル所ノ原因ノ一ナルコトヲ述ヘタリ然レドモ合意ヨリシテ生スル所
ノ法律上ノ結果ハ法鎖ノミニ限レルニハアラサルナリ
今茲ニ其法鎖ニアラサル他ノ結果ヲ掲クレハ
一讓渡 讓渡トハ英語ニテ「コンベイヤンス」ト謂ヒ既ニ存スル所ノ對
世權ヲ移轉セシムルヲ謂フ譬ヘハ賣買又ハ贈與等ノ場合ニ於テハ賣
買雙方ノ相手方ノ間又ハ贈與ヲナス者ト之ヲ受クル者トノ間ニ合意
アルヲ必要ナリトスレトモ一旦合意アルトキハ直チニ賣買又ハ贈與ノ目
的物ニ於ケル所有權ヲ移轉セシムルノ効果ヲ生シ合意アリタルノ後
雙方ノ間ニ法鎖ヲ遺存セシムルヲナシ之ヲ詳言スレハ甲者其所有ノ
書籍ヲ乙者ニ賣却シ現ニ之ヲ乙者ニ渡シ乙者又書籍ノ代價ヲ甲者ニ
拂ヒタルキハ書籍ノ所有權ハ乙者ニ移轉セルノミニテ甲者ト乙者ト
ノ間ニハ互ニ相束縛スル所ノ法律上ノ關係ヲ生スルヲナシ(英國法ニ

テハ特定セル物品ノ賣買ハ其目的物ヲ引渡カ、ル前既ニ賣買ノ契約ニ因リテ所有權ヲ移轉セシムルコトハ賣買法ノ講義ニテ了解セラルヘシ甲者其所有ノ書籍ヲ乙者ニ贈與シタル時モ亦同シ只英吉利ノ法律ニテハ凡テ契約ニハ約因アルヲ心要トスルヲ以テ他人ニ物品ヲ與ヘント約スルモ其約束無効ナルノミ然レトモ隨意ニ之ヲ履行スルトキハ其結果ハ有効ナルモノトス

「コンベイヤンス」トハ英吉利ノ法律ニテハ一般ニ對世權ヲ移轉スルヲ示スノ語ニアラスシテ單ニ捺印證書ヲ以テ不動産ニ於ケル對世權ヲ移轉セシムルヲ示スノ語ナリ然レトモ余ハ此場合ニ於テハ一般ニ對世權ヲ移轉セシムル廣キ意味ニ用ヒタリ

二 免除 免除トハ權利ヲ創生セシムルニモアラス又之ヲ移轉セシムルニモアラスシテ之ヲ消滅セシムルヲ謂フ而シテ權利ヲ消滅セシ

ムルハ相對スル所ノ義務ヲ免除スルニ同シ或ハ之ヲ反對ノ點ヨリ言
フトキハ權利放棄ト稱スルモ可ナラン
英語ニテハ免除ナリリースト謂フ此字ハ捺印シタル證書ヲ以テ義務
ヲ免除セシムルヲ云フ所ノ特別ナル意味ヲ有セリ然レトモ余ハ此場合
ニ於テハ其方法ノ如何ヲ論セス權利ヲ消滅シ或ハ義務ヲ免除スルモ
ノハ皆此免除ノ内ニ包含セシム
免除ニハ必ス合意アルヲ要スルニハアラスト雖モ時トシテハ之アル
ヲ要スルナリ

三 合意ヨリシテ對世權ヲ創生シ移轉シ且法鎖ヲ生セシムルヲアリ
此ハ前段法鎖ヲ説キタル第五ノ場合ト同一ノモノトス

四 合意ハ少シモ法律上ノ結果ヲ生セシメサルヲアリ即チ合意アリ
トモ合意ニ必要ナル元素ヲ具備セサルモハ法律上ノ結果ヲ生スルヲ

ナシ譬へハ土地ヲ賣買シ之カ所有權ヲ買主ニ移轉セントスルモ法律
上必要ナリトスル手續ヲ履行スルニアラサレハ之ヲ移轉スルコト能ハ
サルカ如シ

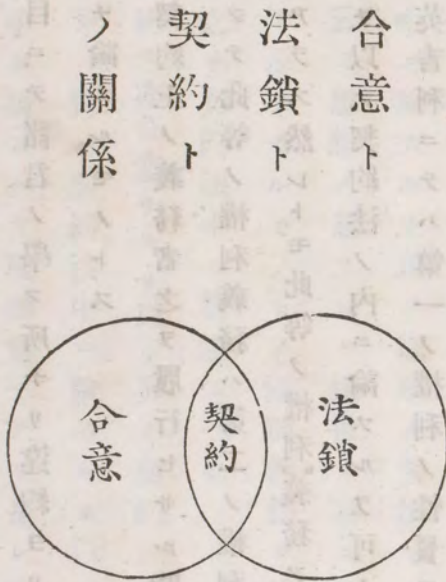
今合意ノ結果ヲ圖ニ示ストキハ左ノ如シ

合意ノ結果



前段ニ於テ法鎖ノ原因ヲ示スノ圖ト合意ノ法律上ノ結果ヲ示スノ圖
ト二箇ヲ掲ケ略說シタル所ニ因レハ合意ナルモノハ法鎖ヲ生セシム
ル所ノ原因ノ種々アル中ノ一ナルコトト法鎖ナルモノハ合意ヨリ生ス

ル所ノ法律上ノ結果ノ種々アル中ノ一ナルコトヲ充分ニ了解セルナラ
 ン而シテ契約ナルモノハ何ノ場合ニ生スルカト言ハ、合意原因トナ
 リ其結果トシテ法鎖ノ生シタル時ニアルモノトス今合意ト法鎖ト契
 約トノ關係ハ如何ナルモノナルヤチ左ニ圖ヲ掲ケテ示サン



法鎖ノ原因中犯權、違約、裁判申渡、准契約及ヒ信託ノ場合ハ法鎖ヲ生ス

ルト雖トモ契約ニハアラサルナリ犯權ヨリ法鎖ノ生ヌル場合ハ私犯法ノ科目ニテ諸君ノ學フ所ナリ違約ヨリ法鎖ノ生ヌル場合ハ契約法ニテ之ヲ論スルモノトス

凡ソ契約上ノ義務者之ヲ履行セサル時ハ訴權及ヒ相對スル義務ヲ生ス而シテ此等ノ權利義務ハ第二ノ權利義務ニシテ合意ヨリ生スルモノニアラス然レトモ此等ノ權利義務アルハ法律ノ契約ヲ保護スル所以ナルヲ以テ契約法ノ内ニ論スルヲ可トス

契約法中
ニ論スヘ
キ事柄ト
論スヘキ
ニアラサ
ル事柄

總テ英吉利ニテハ第一ノ權利ノ性質アル所ノ對世權ヲ分類シテ之ニ相對スルノ義務ヲ論スルヲナク是等ノ權利義務ハ既ニ存スルモノト看做シ置キテサテ義務ヲ破リ權利ヲ犯スコトアリタル場合ニ生スル所ノ訴權及之ニ對スル義務即校濟ノ手續ヨリシテ第一ノ權利義務ノ性質ヲ推論スルヲ以テ私犯法ヲ研究スルノ方法トス然レトモ契約法

ニテハ之ニ反シ主トシテ第一ノ對人權ト之ニ相對スルノ義務ヲ論シ
 傍ラ違約ヨリシテ生スル所ノ訴權等ヲ論スルヲ常トセリ
 裁判申渡ヨリ法鎖ノ生スル場合即記録契約モ亦決シテ眞誠ノ契約
 ニハアラサルナリ然レトモ英吉利ニテハ之ヲ契約ノ一種類トシテ契
 約法中ニ論スルヲ以テ從來ノ習慣トセリ是合意ヨリシテ法鎖ヲ生ス
 ルト云フ思想ノ起リシハ近世ノ事ニテ往古眞誠ニ契約ト稱シ得ヘキ
 モノト否ラサルモノトノ區別判然ダラサリシモノナレハナリ故ニ余
 モ亦之ヲ契約法中ニ畧説スヘシ
 准契約モ亦合意ナキヲ以テ眞ノ契約ニハアラサルナリ然レトモ此レ亦英吉
 利ニテハ常ニ契約法中ニ論スルヲ以テ余モ亦之ニ倣フヘシ今之ヲ契
 約法中ニ論スヘキ理由尙一アリ是レ他ナシ凡ソ契約ニハ合意アルヲ
 必要ナリトスレトモ人ノ内心ハ法律ノ直接ニ知り得ヘキモノナラサル

カ故ニ外形ノ所爲ヨリシテ合意ノ有無ヲ推測スルモノトス而シテ其推測ハ眞誠ノ合意ヲ推測スルヲ以テ目的トスレトモ時ニハ合意ナキモ合意アリタルモノト見做スコトナキニアテス故ニ准契約ト推測ニ係ル契約即默約トハ實際上其區別判然タラサルコトアリ故ニ默約ノ眞誠契約タルコトヲ了解センニハ似テ非ナル准契約ヲモ比照シテ論スルヲ便ナリトス

合意ヨリ生スル第一ノ結果即讓渡トハ前ニモ述ヘタル如ク既ニ存スル所ノ對世權ヲ移轉スルヲ云フ然ルニ契約ナルモノハ對人權及ヒ相對スルノ義務ヲ創生スルモノナレハ決シテ二者ヲ混ス可カラズ讓渡ハ契約法中ニ論ズベキニアラズ然レトモ英吉利ニテハ賣買契約ノ或場合ニ於テハ契約ノ成ルト同時ニ其賣買ノ目的品ニ於ケル所有權ヲ買主ニ移轉セシムルノ結果アルコト及捺印證書ヲ以テ土地ノ貸借ヲ

羅馬法

法學士 渡邊安積 講義

校友 山口正毅 編輯

英吉利法律ヲ學フ學校ニテ羅馬法ノ講義ヲ爲スハ少シク區域ノ外ニ
 出テタル如キ思フ爲スモノアラシク現ニ此學校ヲ創立スル際ニモ本校
 ハ英吉利法律ヲ主トスルユヘ羅馬法ノ如キ古昔ノ既ニ死シタル法律
 ナ教授スルニ及ハストノ論盛ナリシカハ創立ノ當分ハ科目ニ羅馬法
 ノ一科ヲ加ヘサリキ然レトモ法律全体ノ事柄ヲ研究シ又其全体ヲ區別
 スル方法其他法律ノ用語等ノ如キハ佛蘭西獨乙等歐州大陸ノ法制ノ
 基礎トスル所ノミナラズ法律變遷ノ次第杯ハ羅馬法ニ據リテ之ヲ講
 スルヲ最モ便捷トス此等種々ノ點ヨリ考ヘ英吉利法律ヲ學フ學校ニ
 テモ羅馬法ヲ學フカ善カラントノ評議アリテ前學年ノ半途ヨリ羅馬

羅馬法

一

法ノ一科ヲ加ユルコト、ハナレリ左レトモ其時ハ己ニ學年ノ半ハニモ
ナリタルコトナレハ唯科外トシ澁谷君之ヲ講義シ其大体ハ既ニ講義
録ニ掲載シタリ而シテ澁谷君ノ講義セラレタルハサンター氏ノ「ヂヤ
スチニア」ノ総論丈ナリサンター「ヂヤスチニア」トハ「ヂヤスチニア
ン」法典ニサンター氏ノ註解ヲ下シタルモノナリ総論ノコトユヘ至リテ
概略ニシテ不完全ノモノナレハ固ヨリ是ニテ羅馬法ヲ領解セラルヘ
キニハアラサレトモ是モ半途ヨリ講義シタルモノナレハ是非モナキコ
トナリ此學年ヨリハ余カ此學科ヲ受持ツコト、ナリタレトモ余カ曾テ
大學ニ在ルトキハ大學ノ科目中ニ之ヲ加ヘナカリシユヘ親シク先生
ニ就キ講究セサリケレハ此法ニハ至テ暗シト雖幸ニ一昨年ノ秋東京
大學ニ別科法學生ナルモノヲ設ケラレ余ニモ羅馬法ノ講義ヲ囑托セ
ラレタルカ是ソ羅馬法ヲ學フノ好機會ト思ヒ不肖ナカラ其囑托ニ應

シ始メテ少シシ羅馬法ヲ研究スルコトヲ得タリキ其際困却セシハ英
 語ニテ羅馬法ヲ書キタル書物稀ニシテ偶、在レハ簡單ナル初歩ニ止
 マリ詳ニ之ヲ究メント欲セハ勢ヒ日耳曼ノ書物ヲ涉獵セサル可ラス
 故ニ余ハ三四冊ノ初歩ノ書物ヲ緝キ不充分ナカラ羅馬法ノ大体ヲ講
 セリ就中根據トシタル書ハハンターノ「ローマン、ロー」ナリ金持ツ人ハ
 購讀セサル可ラサル書ナリ該書ニハ古代ノ羅馬人ノ書キタル「パンデ
 クト」ノ「イベル」杯云書物ノ條章ノ索引ヲ付ケアレハ諸君ニシテ羅甸語
 ヲ讀得ルニ至レハ直ニ原書ニ就キ研究スルヲ得ルノ便アリ近來此ハ
 シンター氏ノ羅馬法ヲ少縮シタルモノヲ出版セシ由ニテ西川鉄次郎君
 カ明法志林ニ投セラレタル羅馬法ノ講義ハ即其書ニ據リタルモノ
 ナリ其書物ハ本校ノ教科書ニモ適當スルナランカ余ハ未之ヲ獲サル
 ハ残念ナリサテ余カ大學ニテ一學年間講シタルモノ漸ク集リテ一ノ

冊子ト成リタルカ一讀シ玉ハ、蓋羅馬法ノ要領ハ知ラサルヘシ固ヨ
 リコレトテモ不完全ニテ財産相續、刑法、訴訟手續ノ事ヲ記載セズ是ハ
 余カ疾ノ爲メ中途ヨリ講義ヲ辞シタルカユヘナリ其後草稿ハ打棄テ
 、出版ヲ書店ヨリ請求セラレシモ閑ヲ得サルタメ其儘ニシテ置キシ
 カ昨年秋療養ノ爲メ郷里ニ歸リ山ニ登リ河ニ漁スルノ傍ラ散逸シタ
 ル草稿ヲ蒐集シ一冊トシテ東京ニ送付シタレハ書店之ヲ出版シタリ
 固ヨリ見ルニ足ラサル書物ユヘ之ヲ以テ此教場ニテ講義スルハ余ノ
 本意ニアラス原書ニモ善キ書物ナクハ「ハンター」ニテ講スレハ時間ヲ多ク
 費サ、ルヲ得サルユヘサンダーノ「チャスチニアン」ニテ講義センカト思
 ヒタルカ此書モ「マダ羅馬法ノ發達」シタルモノヲ記シテ彼ノ羅馬法
 ヲ講スルニ最モ利益トスル所ノ法律ノ沿革ヲ知ルニハ適當ナラス然
 ルニ其沿革ヲ究ムルニハ「ポースト」ノ「ガイアス」リ過キタルモノナシト

第一期
羅馬ノ最
古憲法

Comitia.
Patricians.

シタル方法ニ倣ヒ之ヲ四大期ニ區別スルヲ便利トス

第一期 羅馬建國ヨリ十二銅表制定ノ時ニ至ル

第二期 十二銅表ヨリシセロノ世ニ至ル

第三期 シセロヨリアレキサンドトシトベラスノ世ニ至ル

第四期 マシトベラスヨリシヤステニアンノ世ニ至ル

第一期 羅馬建國ヨリ十二銅表ノ時ニ至ル即耶蘇紀元前七

百五十年ヨリ四百五十年マテ建國後三百年ノ間

羅馬ノ最古キ憲法

羅馬ハ建國後數百年ノ間有限君主政体ニシテ其君主ヲ「レツキス」ト稱

シ人民ヨリ撰擧セラレ終身其位ニ在ルモノトス君主ノ外ニ元老院

アリ

王ノ撰擧及王ノ發議スル處ノ法律ヲ制可スルコトハ國會ノ權ニ屬ス

政權ヲ有シタルモノハ貴族ニ限リ其他ノ人民ハ元老院議官タリ僧侶
 タルコトヲ得サルノミナラス國會ニ入ルコトヲモ得サリシナリ
 建國ノ初年ニ在テ羅馬ニ三族アリ「ラムチス」「チ、ース」「ルーセリース」
 ト稱シ人民ハ必ス此三族ニ属セシモノナリ而シテ此三族ヲ三十部ニ
 分チ部ヲ三百組ニ分ツ各組ノ長ヲ以テ元老院ノ議官ニ充テ各組ヲ組
 織スル家族ノ長ヲ以テ國會ヲ構成ス
 後年ニ及ヒ羅馬人ハ其城郭外ニ住居セル「ラテン」人種ヲ征服シタリ是
 ニ於テカ舊來ノ羅馬三族ヲ貴族トシ此征服セラレタル人民ヲ平民ト
 セリ平民ハ政權ニ與ルコトヲ得スト雖民權ハ之ヲ享有セリ
 然ルニサトピアースタルリアス王ノ世ニ至リ平民モ貴族ト同ク租稅
 チ負擔シ政治ノ權利ニ與ルコトナシ五年毎ニ戶籍ヲ調査シ人々ノ貧
 富ニ應シテ之ヲ「センチユリアタ」ト稱スル階級ニ區別シ國會ニ於テ各

馬羅法

七

共和政体

級一箇ツ、ノ投票權ヲ有シタレハ是ヨリ國會ヲ稱シテ「コミシアセン
チユリアタ」ト云フ此國會ニ於テ制定シタル法律ハ羅馬ノ最終ノ王タ
ルターグインノ世ニ於テ大僧正パブリアスバピリアス之ヲ編纂シタ
リト言ヒ傳フレトモ其後世ニ遺存スルモノ甚タ稀ナリ

共和政体ノ世

建國后二百四十四年ニ王ヲ逐ヒ君主政体ヲ廢シ共和政体ヲ起シタリ
二人ノ統領ヲ置キテ國事ヲ統宰セシム其任期ヲ一年トシ毎年之ヲ改
撰ス但シ貴族ノ内ヨリ之ヲ撰拔スルヲ要ス
此頃ニハ己ニ「センテユリース」階級ノ國會ノ設アリテ平民モ政務ニ參
與スルノ權ヲ有スト雖貴族ノ勢力ハ依然トシテ強盛ヲ極メ往々平民
ヲ壓倒スルノ勢アルヨリシテ此兩族ノ間ニ不和ヲ生シ遂ニ建國後二
百五十年ニ至リ平民ノ「ツライビュンス」ヲ設ケ平民ノ中ヨリ其役員ヲ

十二銅表

撰任シ専ラ貴族ノ壓抑ニ抵抗シテ平民ノ權利ヲ保護スルコトヲ掌ト
 ラシム蓋ツライビユンノ職ハ元統領及元老院ノ決議ヲ駁撃シ廢棄
 權ヲ使用シテ之ヲ無効トスルニ止リタレ凡シカラスシテコミチイ
 スツライビユチスト稱スル民會ニ於テ平民ノ爲メニ法律ヲ發議スル
 ノ權ヲ得タリ此民會ニ於テ平民ハ投票ノ權ヲ有シ若シ右ノ發議ヲ可
 決スルトキハ之ヲプレビシタ法ト稱ス
 ツライビユンノ外ハ平民ヲ以テ之ヲ充ツルコトヲ得ル所ノ役員アリイ
 ーシリトス是ナリイーシリトスニツライビユンノ補助ヲ爲スモノニシ
 テ警察其他公安ニ關スル事務ヲ掌トル
 十二銅表
 貴族平民ノ争ヒ尙ホ結テ解ケス之カ爲メニ建國後第三百年ノ終リニ
 至リ遂ニ著名ナル十二銅表ヲ編纂スルコトナレリ蓋此法律ヲ編

纂シタル所以ハ當時現ニ行ハレタル法律ヲ明文ニ掲ケ各人殊ニ平民ノ權利ヲ保護シ貴族ヲシテ其司法權ヲ濫用スルコトヲ得サラシメ且ツ羅馬國內各市府ニ存スル區々ノ慣習ヲ舉ケテ之ヲ一國法ニ歸セシメントノ意ニ出テタルモノナリ傳ヘ云フ羅馬ヨリ三名ノ委員ヲグリ
 一キノアゼンス及ヒ其他ノ市府ニ派遣シテ有名ノ法律ヲ研究セシメタリ此委員ノ復命スルヤ紀元前四百五十二年ニ十名ノ役員ヲ撰ミ共和國ノ爲メニ法律ヲ編成スルノ全權ヲ與ヘタリ此役員ハ先ツ十表ヲ制シテ之ヲ公ニシ次年ヲ以テ更ニ二表ヲ増加シタリト云フ此法律ハ元老院ニ於テ可決シタル上國會ニ於テモ正肅ニ認可シタルモノナリ而シテ之ヲ十二ノ板面ニ鐫刻シ法庭ノ最モ人目ニ觸レ易キ場所ニ掲示シタリト云フ此法律ハ國會ニ於テ認可シタル者ナレハ時ニ之ヲ法「レツキス」ト呼ビ或ハ之ヲ調査シタル委員ノ十名ナリシニ因テ「レツ

十二銅表
ノ傳來

キスデセムブイラリストモ稱シ優等ナル勢力ヲ有シシヤスチ
ニアン帝ノ時ニ至ルマデ數百年ノ間羅馬私法ノ柱礎タリシモノナリ
十二銅表ノ傳來

此表ハ「ゴール」人カ羅馬ヲ侵略シタル後再ヒ之ヲ拾收シタルコトハ傳
記ニ明ナリ然ルニ今日ニ至テハ又散逸シテ其全部ヲ窺フコトヲ得ズ
唯僅少ノ遺物ト學者ノ推測トニ依テ僅ニ其一班ヲ知ルニ過キス此銅表ノ
法律ヲ考證シタルハゼトムスゴデフロイノ功大キニ居リ近世ニ於テ
ハホーポールド及ヒダークソンノ二人大ニ之ニ力ヲ致シタリ

第二期

第二期

十二銅表ヨリシセロノ時ニ至ル即耶蘇紀元前四百

五十年ヨリ同百年マテ建國後三百年ヨリ六百五十

羅馬領地ノ擴張

此頃マテハ羅馬ハ叢爾タル一小區ヲ擁スルニ過キサリシ蓋南部伊多
 利ハ希臘人ノ殖民セルモノニシテ北部伊多利即現今ノロンバルシ
 一及ヒベニスセノアノ地方アルプス山麓ニ至ルマテハゴール人種ノ
 移住シタル所ナリ故ニ此北部地チガリアシサルビナト稱ス此第二期
 ニ及ヒテ是等ノ地方ハ都テ羅馬人ヲ征服スル所トナレリ但南部ハ單
 ニ附屬同盟國トナリシマテニテ自ラ國會元老院行政官ヲ有シ依然ト
 シテ外國人ノ地位ニ立テリ^也ペレীগリニース^也北部及ヒ其他ノ征服セ
 ラレタル地方ハ羅馬人民ノ隸屬トナリ土地ハ羅馬人ノ所有ニ歸シ羅
 馬ヨリ派遣シタル奉行ノ支配ヲ受ケタリ此地方チ^るフロピンシアト稱
 ス

貴族平民ノ變遷

平民ハ遂ニ貴族ト結婚スルノ權元老議官其他ノ官吏ニ任スルノ權ヲ

國憲ノ種類

得タレハ兩族ノ間殆ント差等ナキニ至レリ然ルニ國事ニ勳功アリタル人ノ子孫ハ自然常人ニ優リタル地位ヲ得元老議官ハ大抵此輩ノ内ヨリ撰任スルノ慣習ヲ生シタレハ恰モ新貴族ノ起リタルト同様ノ有様アリキ

國憲ノ變更

「コミシアセンチエリアタ」國會ノ重要ナル職務ハ羅馬人ニ撰スル刑事裁判權宣戰媾和ノ權上等官吏撰任ノ權等ナリ「コミシアトライビウタ」ハ下等ノ官吏ヲ撰任シ法律ノ議案ヲ認可シテ「プレビンタ」法ヲ制定スルノ權ヲ有ス

元老議官ヲ指名スルノ權ハ始メハ統領ニ屬セシカ今ハ調査官ニ移リタリ議官ハ五年毎ニ改撰スルヲ例トスレモ一旦撰任セラレタルモノハ相當ノ事故アルニアラサレハ重テ撰任スヘキモノトス元老議官ノ

權ハ國會ノ強大ニ赴クニ從ヒ大ニ減縮シタレ_レ且屬國ノ奉行ヲ任免ス
 ルノ權及國會ノ手ヲ經スシテ規則_レヲ制定スルノ權ヲ有シタリ
 行政官ハ版圖ノ廣大ニ赴クト共ニ其數ヲ増セリ第一ニ統領ノ補助官
 數名ヲ増セリ第二ニ建國後三百十一年以來五年毎ニ二名ノ調査官ヲ
 撰ム(又ハ一年半毎ニ此フ云)其最モ重要ノ職ハ元老議官ヲ指名シ人民ノ階級ヲ定ム
 ルノ外民事ノ裁判權ヲ有スルコトナリ但建國後三百八十七年以來調
 査官ノ外ニ民事專任ノ官吏「プレートル、ウルバナス」ヲ設ケタリ其職ハ
 單ニ羅馬人ト羅馬人トノ訴訟ヲ裁判スル權ノミヲ有ス然ルニ外人ノ
 羅馬ニ入込ム者日ニ益々多ケレハ「プレートル、ペレクリナス」ト稱スル民
 事裁判官ヲ設ケ羅馬ニ於テ起ル外人間ノ訴訟并ニ羅馬人ト外人トノ
 間ノ訴訟ヲ取扱ハシム後新ニ四名ノ「プレートル」官ヲ設ケ文武奉行ト
 シテ地方ヲ巡回セシム

建國後三百八十七年以來二名ノ「イリヂリ」ヲ以テ羅馬ノ警察ヲ總
宰セシム

法律ノ種

類

法律ノ種類

十二銅表ノ時以後ニ發達シタル法律ヲ分チテ成文法及ヒ不文法ノ二
種トス尤モ羅馬法ノ發達ハ立法部ノ手ニ成ルヨリハ判事法律家等ノ
手ニ成ルモノチ多シトス

第一立法

甲法

第一立法

甲 法レシエス

元老院ニ於テ發議シ國會ニ於テ羅馬人民カ可決シタルモノチ嚴正ナ
ル意味ニ於テ法ト云フ是ハ私法ヨリハ公法ニ屬スルモノ多シ

乙民會法

乙 「トライビユチス」會制定ノ法

「プレビシタ」法トハ「コミチイス」ツライビユチス會ニ於テ「ツライビユ

丙元老院
法

ス役ノ發議ニ依リ同會ニテ議決シタル法ヲ云フ此法ハ元ト平民ノミ
ニ對シテ効力ヲ有シタルモノナレトモ統領ホレイシアス及ビバレリア
スノ世ニ於テ之ヲ一般人民ノ遵奉スヘキ者ト定メタリ此法ハ「レীগ
エス」ニ比スレハ私法ニ渉ルコト稍多シトス

丙元老院制定ノ法（セグーダス、コンサルタ）

此法ハ元老院カ人民ノ同意ヲ待タスシテ發シタルモノニシテ多クハ
公法ニ關セリ最初ニハ平民ハ此法ニ服スルコトヲ欲セサリシカ元老
議官カ彼ノ「アレビシタ」ヲ遵守シタルカ故ニ平民モ亦終ニ此法ヲ奉戴
スルコトヲ肯ゼシ者ナリ

第二慣習ノ法

慣習ノ法トハ祖先以來慣行シ來リタル風俗慣例又ハ何レノ時代ヲ問
ハス人民ノ輿論慣習ニ據ル法及同様に事件ニ關シ裁判官カ同様に判

第二慣習
Senatas
consalta
法

第三執法官ノ規程

決テ下シテ生シタル慣例等ヲ云フ

第三 執法官ノ規程(エシクト、オフ、プレートル)

「プレートル」カ就職ノ節必ス其在任ノ一年中ニ法律ヲ施行スル手續方
法ニ關スル規則ヲ告示スルノ例アリ是ハ特リ「プレートル、ウルベナス」
ニ限ラス「プレートル、ヘレグリナス」及「ヒ、イ、ヂリス」モ亦同様ノ事ヲ行
ヘリ新役員ハ就職ノ節前任ノ制シタル規程ヲ廢シ新ナル規程ヲ作ル
ノ權アレトモ大抵ハ前任ノ規程ヲ採用シ之ニ多少ノ増減ヲ施スノミ
執法官ガ規程ヲ發スル眞ノ目的ハ羅馬古來ノ法律ヲ施行スル方法ノ
外其足ラサルヲ補ヒテ世ノ進歩ト共ニ生シタル人民ノ需用ヲ満足セ
シメントスルニ在リ故ニ古來ノ法律ハ之カタメニ往々變更ヲ來シ之
ニ依リテ公平ナル法律ヲ發達セシムルコトヲ得タリ故ニ此法ヲ「ジャ
スオノリアムト」稱シ恰モ英吉利ノ衡平法ト其趣チ同クスルモノナリ

第四法律家ノ説及著書

第三期 ^れ Responsa prudentiam

政權變遷

第四 法律家ノ説及著書

羅馬ノ法律家ハ人民ノ依頼ニ應シテ法律ニ關スルコトヲ忠告シ且ツ
裁判官ヨリ難件ニ付キ下問アルトキハ其意見ヲ陳述ス之ヲレスポンサ
ー、プルーデントナムト云フ然レトモ是唯法律家一個ノ私見ニシテ國ノ法
律ト見做スコトヲ得サリシカ後ニ及テ一般ニ法律社會ノ者之ヲ採用
シ裁判所ニ於テモ亦之ヲ認ムルニ至リテ遂ニ法律タルノ効力ヲ有ス
ルコト、ナレリ之ヲセンテンシアアレセバト云フ

第三期

至ル即耶蘇紀元前一百年ヨリ紀元後二百五十年ニ
至ルマテ建國後六百五十年ヨリ一千年マテノ間ナ

政權ノ變遷

此第三期ノ初メニハ羅馬ハ實際一人ノ專制君主ノ支配スル所タリシ
 カ尙ホ共和政治ノ名目ヲ存シタリシ然ルニシ―サル、ナクマピアス
 後三十一年ノ世ニ至リテ名實共ニ純然タル帝政國トナリ從來統領トライ
 ビウン「アレートル」調査役僧長ノ有シタル權力ハ悉ク帝ノ一身ニ集合
 セリ國會ハ尙ホ存在スレトモ其實權ハ已ニ去レリ宣戰媾和ノ權ハ帝之
 ナ握有シ官吏ヲ撰任スルノ權ハ元老院之ヲ司トル且ツ元老院モ國政
 上ノ權力ハ大ニ帝權ノ爲メニ抑制セラレタレトモ唯帝勅ヲ奉セサル刑
 事裁判所タルノ權力ヲ得タリ其他共和政体ノ時ノ官職ハ大抵有名無
 實ニ歸シタリ「アレートル」ノ民事裁判權ハ本期ノ末年マテ存シタレト
 モ此外更ニ民事中ノ格段ノ部分ヲ管轄スル「アレートル」官ヲ設ケタリ

羅馬ノ領地

第三期ノ始メニ於テ伊太利ハ全ク羅馬市府ノ人民ト同等ノ權力ヲ得

次テ「ガルリアシカルピナ」地方モ大ニ其權力ヲ増シタルカアントニナ
 スカラカラ帝ノ時ニ至リ羅馬ノ諸領地ノ人民ハ渾テ羅馬市府ノ人民
 ト同權ヲ享受スルコト、ナレリハドリアン帝ノ時ヨリ羅馬府ヲ除キ
 伊太利全國ヲ五區ノ裁判管轄地ニ分チタリ

法律ノ種類

第三期ニ於テ法律ニ變更ヲ施ス所ノ機關ヲ擧ケレハ

第一 人民ノ法令デクレツ

第二 元老院ノ法

第三 帝ノ法スチ(コンスチ、ユシヨン、プリンシピアム)

第四 「プレートル」ノ規程

第五 法律家ノ説

第六 註釋家ノ註釋

Edicta
Decreta
Rescripta

第一本期ニ於テハ人民ノ權力ハ既ニ衰ヘタリト雖尙ホ其初年頃ニ發
布シタル法令鮮シトセス
第二元老院ノ法ハ人民ノ法ノ減少スルニ從ヒ大ニ重要ノモノトナリ
本期ノ末ニ至ルマテ強盛ヲ極メタリ
第三帝ノ法令ハ本期ニ於テ始メテ顯ハレタル法律ナリ渾テ帝ノ發シ
タル法令ヲ「コンスチテューション」ト稱スレトモ之ヲ細別スレハ凡ソ
三箇ノ別アリトス
第一一般ニ布告シタル法律(エシクタ)
第二帝ニ伺ヒ始審ノ訴ヲ爲シ又ハ上告ヲナシタル時帝カ親ラ下
第三訴訟ニ關シ訴訟人又ハ裁判官ヨリフ伺ヒニ對シ帝ノ與ヘタ
ル答(レスクリプタ)

第四「プレートル」ノ規程ハ本期ニ於テモ之ヲ發スルノ例ヲ改メサリシ
 規程ハ羅馬ノ私法中ニ最モ重要ノ原素ヲ與ヘタルモノナリ始メテ之
 ニ註解ヲ加ヘタルハシイザルノ友人オフィリアスト云フ人ナリ

ハドリアン帝ノ世サルピアスジュリアナスト云者ハ勅命ヲ奉シテ從
 來ノ錯雜紛乱セル規程ヲ編纂シ元老院ハ紀元後百三十一年ニ其編纂
 ノ規程ヲ公認シタリ是ヨリ後ハ此規程ニ増減ヲ施スコトナシ故ニ之
 ヲ永久規程ト稱ス
 第五法律家ノ說ハ共和政体ノ頃ヨリ羅馬人ノ一般ニ尊敬スル所タリ
 シカ法律ノ効力ヲハ有セスオーガスタス帝ノ世ニ至リ有名ノ法律家
 ナ撰拔シ特ニ國法ヲ説明スヘキ權ヲ與ヘケレハ此特權アル法律家ノ
 說ハ他ノ法律家ニ比スレハ遙ニ強キ効力ヲ有スルコト、ナレリ然ル
 ニハドリアン帝ハ特權アル法律家ノ說一致スルトキハ其說ヲ以テ直

況 法學ノ景

Proculians
Sabinians

ニ法律ト認ムヘシト定メ若シ諸説異議アル場合ニハ裁判官ノ見込ニ任スルコト、セリ

法學ノ景況

本期ハ羅馬法律學ノ最モ盛大ヲ極メタル時期ニシテ法律家ハ争ヒテ著述註釋等ヲ出シ法律ヲシテ完全ノ域ニ達セシメタリシヤスチニアソ帝カパンデクトヲ撰ムニ方リテ當時ノ法律家ノ著書ニ據リタルチ最モ多シトス

オーガスタス帝ノ時ニ於テ法律家ノ中ニ二箇ノ學派ヲ生シ一ヲプロキユリアンスト云ヒオーガスタス、ラビオノ創立スル所一チサピニアソズト稱シカピト（オヒリアスノ弟子）ノ統率スル所ナリ

ハドリアン帝ノ時ヨリアレキサソダ、シーベラス帝ノ死ノ時マテノ間ニ輩出シタル法律家中ノ最モ有名ナル者ノ二三ヲ擧クレハポンボ

ニアス、セルピシアス、スキーパーガイアス、パピニアン、アルピアン、ポ
ラス、モデスチナス等ナリ

法律家ノ著書

法律家ノ著書

羅馬法律家ノ著書ハ大抵湮滅シ後世ニ存スルモノ洵ニ寥寥タリ幸ニ
今日ニ傳ハリテ大ニ法律學ニ裨益ヲ與ヘタルモノチガイアスノ「イン
スチ、ユート」トスガイアスハ紀元後百六十九年頃ノ人ナリガイアス
カ敎課書ヲ顯ハシタルトノコトハ傳説ニテ久シク後世人ノ聞知スル
所タリシモ徒ラニ其名ヲ聞クニ止マリ本書ヲ窺フタルモノハ曾テ之
レ無カリシニ千八百十六年日耳曼ノ史家ニーズール氏ガ伊太利ニ遊
歴シベロウナ府ノ書籍館ニ於テ一箇ノ寫本ヲ閱覽セシニ二重ニ文字
ヲ記シタルモノニテ上ニハセントゼロームノ書狀ヲ認メタリ然ルニ
其文字ノ下ニ認メタルモノハ則チガイアスノ手跡タルコトヲ發見セ

第四期

羅馬帝國ノ變遷

シカハ伯林ノ博士ゴツシエン氏ニ托シテ之ヲ讀ミ分ケタルニ果シテ
 ガイアスノ著シタル教課書ナリシ本書ハ羅馬法律ノ歴史ヲ學ブニ最
 モ必要ノ者ニシテ此發見以來歐州ノ羅馬法學ヲ一新シタリギアスチ
 ニアン帝ノ教課書ハ專ラ本書ニ據ル者ナリ

又アルピアンノ「フラグメント」ハ些々タル小冊子ナレトモ簡明ニシテ
 法律ノ諸部ニ涉リタルモノナレハ是又極メテ有益ノ書ナリ「シヤスチ
 コアン」帝ノ「ダイゲエスト」ハ此書ニ據ルヲ最モ多シトス

第四期

アレサンダー、シーベラスヨリギヤスチニアン帝ニ
 至ル即耶蘇紀元後二百五十年ヨリ五百五十年マ

羅馬帝國ノ變遷

紀元後二百三十五年アレキサンダー、シーベラス帝ノ死後羅馬帝國ハ

俄カニ衰頹ノ兆ヲ顯ハシ政体ハ武斷專制ニ陥リタリ三百〇六年ノ頃
 コンスタンタイン帝ハコンスタンチノプルヲ恢復シ羅馬ノ政府ヲ此
 ニ移シタリ三百九十五年帝國ヲ東部西部ノ二ツニ分ツ四百七十六年
 北方ノ蠻族ヘルリ王オドアサー西帝國ヲ陥ル次テシオドリツク王來
 リテオドアサーヲ逐ヒ遂ニ伊太利ニオスツロゴスノ王國ヲ創立シタ
 リ東帝國ハ一千四百五十三年マデ存シタレトモ終ニ土耳其人ノ爲メ
 ニ滅ボサル

羅馬法律ノ變更

羅馬法律
ノ變更

帝ノ權力ノ強大ニ赴クニ從ヒ勅令イザクトハ益々其數ヲ増シコンスタンタイン
 帝ヨリ以後ハ羅馬ノ私法ニ増減ヲ施シタルモノハ概テ勅令ニ限リタ
 ル程ナリ但此時ニテモ彼十二銅表ハ尙ホ羅馬法ノ大根本ナリト認メ
 テレ其以後ノ諸法ハ皆之ニ修正ヲ施スタメニ出テタリト見做シタリ

由法律家ノ著作ニ付テノ勅令
 シテドシアス二世ハ四百二十六年勅令ヲ下シテパピニア
 ガイアスアルピアン及ヒモデスチナスノ著書ハ法庭ニ於テモ法律
 ルノ効力ヲ有スヘク若シ諸家其說ヲ異ニスルトキハパピニアノ
 ナ採用スヘキコトニ定メタリ
 グレゴリアン及ハ一モシニアン成典
 帝ノ法令大ニ其數ヲ増加シタレハ之ヲ二冊ノ書ニ編纂シタリ即
 ゴリアン及ハ一モシニアン成典ト稱スル者是ナリコレハコ
 タンイン帝ノ頃民間ノ人ノ手ニ成ルモノナルカ散逸シテ後世ニ傳
 ラズ一

第四百三十八年シオドシアン帝ノ勅ニ由リアンチオ
 一カスノ總裁ニ

テアスチ
ニアノ帝
ノ大業

テコンスタンタイン帝ヨリ同帝マデノ間(凡百二十六年間)ニ公布シタル帝ノ法令ヲ編纂シタルハ古來有名ナル成典ナリ編中分ツテ十六卷トシ一題毎ニ年月ヲ追テ纂集セリ後世ニ遺存セルハ初ノ五卷ノミ餘ハ大抵傳ハラズ此成典ハ東西兩帝國ニ於テ同様ニ實施シタルモノナレト東帝國ニ於テハヂヤスチニアノ帝ノ成典ノ出テタル爲メ其効ヲ失ヒタリ西帝國ニテハ羅馬ヲ侵取シタル諸蕃族大ニ之ヲ尊重シ長ク法律ノ効ヲ保チタリ

第十七世期ニ於テゼームスコデフロイト云フ法律家三十年間ノ勉強ヲ以テ此成典ニ註釋ヲ施シタリ

ニアノ帝法律編纂ノ大業

ハドリアン帝以來諸帝ノ發シタル法令漸ク其數ヲ増シ且ツ時勢ノ變遷ニ由リテ無要ニ屬スル所モ多ケレハギヤスチニアノ帝ハ五百二十

八年十名ノ法律家ニ命シテ之ヲ取捨シ編纂スルコトニ任ゼシメタリ
翌二十九年編纂ノ業ヲ了ス國ノ法律トシテ公布シタリ之ヲ「コーデツ
キスベタス」ト云フ
然ルニ其後帝ガ新ニ許多ノ法令ヲ制シタルニ由リ更ニツライボニア
ンチ總裁トシテ四名ノ委員ヲ置キテ「コード」ヲ修正セシメシハ五百三
十四年ノコトニテ之ヲ「コーデツキス、レベチシア、ブレクシヨンス」ト稱
シ後世ニ遺存スル者ナリ

〔パンデクト〕

五百三十年十二月帝ハトライボニアヲ總裁トシ十六名ノ委員ヲ撰
ミ古來最モ有名ノ羅馬法律家ノ著書ヨリ當時ニ適切ノ法律ヲ編纂ス
ルコトヲ命シ期スルニ十年ヲ以テシタルニ僅ニ三年ヲ越ヘテ此大業
ヲ成就シ五百三十三年十二月十六日「ダイゼスト」又ハ「パンデクト」ト云

フ名ヲ以テ之ヲ公布シ法律タルノ力ヲ有セシメタリ

編纂者ノ參考シタル法律家三十九名著書ノ數二千餘凡三百萬行ノ法律ヲ折衷シテ一部ノ書中ニ収メ凡十五萬行ニ減シタリ參考シタル法律家中共和政體ノ世ニ屬スル者ハ僅ニ三名ノミ帝政ノ初年ニ於ケル法律家ハ殆ド一人モナシ去レバ「パンデクト」ニ編述シタル著書ハ大抵ハドリアン帝ノ永久規程ノ時ヨリアレキサンダー、シーベラスノ死ニ至ルマデノ間ノ法律家ナリ就中アルピアンノ書ヨリ取りタル者三分ノ一ニ居ル本書ヲ分チテ五十卷トシ每卷ヲ章ニ立ツ章ノ數都テ四百四十許ナリ編纂ノ法ハ順序調ハス頗ル後世學者ノ非難ヲ受クレトモ法理ノ無盡藏タルコハ萬人ノ共ニ許ス所ナリ本書ノ發行後ハ從來ノ法律書ヲ用フルコハ全ク之ヲ禁止シ且本書ニ註釋ヲ施スコトヲモ許サズ

教課書「インスチチュート」

判決例

法學士 渡邊安積 講義

緒言

中山和吉 編輯

判決例ヲ講スルニ先ダテ余ハ一言諸君ニ告ク可キ者アリ
 抑英吉利法律ハ判決ヨリ起リ法理ハ判決ノ事實ト錯綜スルカ故ニ苟
 英國法理ヲ考究センニ欲スル者ハ必スヤ判決例ヲ講セサル可カラ
 サルナリ七八年以前ノ事ナリキ余ハ大學ニ在リテテリー先生ニ就キ
 契約法ノ講義ヲ聞キシコトアリシカ氏ハ嘗ニ契約法ノ敎課書ノミ
 ナ以テ敎授スルニ止マラス契約ノ判決ヲ蒐集セルノ書ヲ以テ契約ノ
 敎課書ト對照シ逐次講習セシメラレタリ余カ今判決例ヲ講スルニ當
 リテモ諸君ニシテ英語ヲ能クスルナレハ余モ亦テリー先生ト同様ノ方
 法ヲ以テラングテル氏ノ「セレクト、ケーセズ、チン、ゼ、コントラクト」ナル

判決例

書籍ヲ以テ最初ヨリ順チ逐フテ講究セント欲スレトモ如何セン此級
ハ英語ヲ以テ講究スルコトヲ得ズ左レハ日本語ノ判決例ニ依リテ講
習センカ其書無キニ苦シム是ニ於テカ余ハ英米ノ原書ヲ採リテ判決
ノ事實ヲ講シ諸君ヲシテ筆記ノ勞ヲ探ラシムルノ止ムヲ得サルニ至
レリ

夫レ判決例ヲ講究スルハ其事實ヲ知り其判決ヲ觀ルノ爲メニアラス
其判決ノ要點ヲ探出スルニ在ルナリ故ニ先ツ原告請求ノ旨趣并被告
答辨ノ要點ヲ探リ次に其判決ノ要點ト裁判官ノ意見トヲ判別シ研究
スルヲ要ス蓋英米判決ニハ判決文ト判官ノ意見ト混淆スルコトアルヲ
以テ此ノ二者ノ區別アルニ係ラズ往々判官ノ意見ト判決トヲ同一視
シ判官ノ言即判決ナリト誤認スル者アリ誤ノ甚シキ者ト云フ可シ判
官ノ意見トハ判官其事實ニツキ各自其意見ヲ陳述スル者ニシテ必ス

シモ判決ニ緊要ナル者ニアラズ判決例ヲ讀ム者ハ此判官ノ意見ヲ攷究討論スルハ最大必要ナル者ナリ而シテ前學年ニ於テハ判決例ハ澁谷君ノ受持ニシテ君ハ近來ノ判決集ヲ用ヒ其内ヨリ珍奇ナル事柄ヲ撰出シテ講セラレシカ是亦一箇ノ方法ニシテ諸君ヲ益スル蓋鮮少ナラスト雖モ余ノ考究ノ方法ハ之ニ異ナリ法律各科ニツキ重要判決例リーヂンゲンブリスヲ採リテ講セントス此ノ重要判決例ハ中ニハ年代古キ者モアリト雖トモ皆英米大家ノ認メテ後世ノ模範ト爲ス者ナレハ先ツ之ヲ講習スルハ最モ捷徑ナリト信スルナリ然ルニ重要判決例ニハ英ト米トノ二種アリ英ノ分ハ之ヲ「スミス、リーソン、ケイセス」ト云ヒ米ノ分ハ之ニ倣ヒシモノニテ「アメリカン、リーソング、ケイセス」ト云フ英ノ方ハ其書物無ク止ムヲ得ス先亞米利加ノ方ヲ以テ講筵ヲ開カントス而シテ此書ニハ先ツ事實ヨリ判決ニ至ルノ總テヲ掲ケ次ニ著者ノ註解ヲ下タセリ此

約 幼者ノ契 ^v Of the legal capacity of infants and their liability ex contractu and ex delicto.

註解タル非常ニ有用ナル者ニシテ余輩ハ現ニ大學ニ在リテ此書ヲ用
 井テ法理ヲ考究シ大ニ裨益スル所アリタリ左レハ余ハ先第一ニ幼者
 ノ能力ニ關スル訴件ヨリ講セント欲ス

^v 幼者ノ法律上ノ能力及其契約又ハ私犯上ノ義務

タツカル外一人對モアランド

亞米利加合衆國上等裁判所ニ於テ

一千八百三十六年一月シエニユアルリ、タームノ開庭期

幼者ノ取消シ得ヘキ行爲其無効ナル行爲及其取消シ得ヘキ行爲

ヲ取消ス方法

本訴ハコロンビア州巡回廳へ誤判匡正ノ訴ヲ爲シタル者ナリ

本訴ノ初審ハタツカル(誤判匡正訴ノ原告)ヨリモアランド(同訴ノ被告)

ニ對シ占居セル地面ヨリ被告ヲ追出ス訴訟ニシテ原被告共ニ其土地ノ

事實

所有權ヲバルリ一ナル者ヨリ得タリト主張セリ事實ヲ案スルニバル
リ一ハ此論地ノ所有者ニシテ一千八百三十一年十一月一日ニ於テ該
地ニツキウチラツクナル者ニ一ノ証書ヲ與ヘタリ而シテ其証書ニ記
載スル要旨ハ先ツ序言ニバルリ一及ビングハダツカル及トムソンニ
對シ三千二百三十八弗ノ負債アリ其償却ノ爲メ記載目ノ後六ヶ月ニ
支拂ヲ爲ス可キ約束手形ヲ與ヘ且其支拂ヲ保証スル爲メ土地讓渡ヲ
爲ス可シトノ事ヲ陳述シ更ニ曰ク此証書ハ次ノ十二月ノ第一日後十
日ヲ經ルモ手形ノ支拂ヲ爲サハル時ニ賣拂ヲ爲スヌメニ此土地ヲウ
チラツクニ讓渡シ置ク者ナリトアリ然ルニ該手形ノ支拂ヲ怠タリヌ
ルヲ以テ一千八百三十三年二月二十三日ニ於テウチラツクハ該土地ヲ
賣拂ヒダツタル及トムソンハ之ヲ買取り同年三月七日ニ彼ノ証書ヲ
請取リタリバルリ一ハウチラツクハ証書渡シタル後引續キ一千八百

被告所有
權ヲ獲ヌ
ル證據

判事ノ論
告

三十三年二月八日マテ彼ノ土地ヲ占有シタルカ右同日ニ於テ該地並
他ノ土地ヲ其母エリザ、モアランドニ讓渡ス証書ヲ交附シタリ蓋ハル
リ一ハ其母ヨリ一千一百三十八弗ノ負債アリシヲ以テ母ヨリ出訴セ
ラレ其償却ノ爲メニ該地ヲ讓渡シタル者ナリ而シテウチラツクカ該地
ノ賣却ヲ爲シタル時ニ當リ被告モアランドハ該地ニツキ自ラ所有權
ヲ有スルコトヲ公ニ廣告シ且之ヲ自己ノ完全ナル所有權ニ屬スル者
トシテ公ニ要求シタリ加之被告ハ審判ノ際證據ヲ提出シテハルリー
カウチラツクヘ証書ヲ渡シタルトキハルリーハ猶二十一歳未滿ノ幼
者タルコト及バルリーヨリ被告ヘ証書ヲ渡シタルトキニハ彼ハ滿二
十一歳ナリシコトヲ証明シタリ

此証據ニ基キ被告ノ代言人ハ裁判官ヨリ左ノ如ク事實ノ判定ヲ爲
サンコトヲ陪審官ニ命セラレンコトヲ請求セリ曰ク陪審官ニ於テ茲

判決

ニ提供シタル証據ヲ以テ眞實ノ者トセハウナラツクヨリ原告ニ渡シ
タル証書ハ所有權ヲ原告ニ讓渡ス可キ者ニアラス從テ原告ハ此本訴
ノ要求ヲ爲シ得サル者ナリト而シテ裁判官ハ此申立ノ如ク陪審官ニ
命シタリ是レ則原告カ今誤判匡正ノ爲メ故障ヲ陳述スルノ第一理由
タリ

右ノ論點ニツキストリ一判事ハ裁判所ノ意見トシテ左ノ如ク宣告セ
レタリ

本訴ノ要領ヲ撮摘スレハ原告ハ地所ヲ恢復スル丈ケノ所有權ヲ有ス
ルヤ否ヤ若シバルリーヨリウヲラツクニ與ヘタル証書ヲバルリーノ幼
者タル爲メニ全ク根原ヨリ無効ノ者トスルトキハ原告ハ地所恢復ヲ
要求スル丈ケノ所有權ヲ得サルヤ論ヲ待タス之ニ反シテ該証書ハ全
ク無効ナラスシテ只取消シ得可キ者ナリトスルモバルリーカ被告人

へ與へタル証書ニ依リテ前ノ証書ヲ取消シタル者ナリト見做シ得可
キ時ハ其結果タル証書ノ無効ナルト異ナルコトナシ故ニ幼者ノ行爲
如何ナル場合ニ於テ無効トナリ如何ナル場合ニ取消シ得可キ者ナル
ヤヲ觀察セント欲ス

今英國判決例ヲ通觀スルニ諸說異同アリト雖モ要スルニ左ノ如クナ
ルカ如シ即幼者ハ其作りタル証書嚴正ナルカ爲メニ全ク無効トセス
シテ唯取消得可キ者トナル場合アリ然レトモ若シ其証書面ニ於テ其
所爲タル明ニ被告ニ不利益ナルコトノ顯ハル、トキハ全ク無効ナリ
トス此區別ヲ云ヒカユレハ左ノ如シ即幼者ノ証書ハ一般ニ取消得可
キ者ニ止マル唯表面ニ幼者ニ不利益ナル場合ニ限り無効トナルナリ
亞米利加法廷ニ於テモ此點ニ關シ異論百端ナリ判事ケントノ說ニ依
ルニ幼者ノ行爲ハ一般ニ取消シ得可キ者トシ全ク無効ノ者トセサル

ト解釋セサル方ニ學者ノ議論傾向セリ故ニ丁年ニ達シタル時其行爲
ヲ確認シ又ハ廢棄スルノ撰擇權ヲ有スル者ナリ其他幼者ノ土地讓渡
ノ証書ハ表面ニ於テ幼者ニ不利益ナラサル外ハ單ニ取消シ得可キ者
ナリトセリ

然レトモ本件ニ於テハ此証書ハ無効ナル者カ又ハ取消シ得可キ者ナ
ルカノ別ヲ極ムルコトハ敢テ必要ニアラス何トナレハ單ニ取消シ得
可キ者ナリトスルモ現ニ幼者カ之ヲ取消シタルコト明瞭ナルトキハ
全ク無効ナルトキト同一様ノ結果ヲ得可ケレハナリ

サテ是ヨリ他ノ論點ニ移ル可シ則バルリーカウヲラックニ與ヘタル
証書ハ單ニ取消シ得可キ者ナリト假定シタル上後ニテバルリーカ其
母モアランドニ與ヘタル証書ヲ以テ前ノ証書ヲ廢棄シ得タル者ト見做
シ得ヘキヤ否ノ點ヲ攻究セン抑幼者カ其行爲契約若クハ証書ヲ取消

スノ方法タル各場合ニヨリテ異同アルトス或ハ地所ニ踏込ム如キ行爲ヲ以テスルコトアリ或ハ他ヨリ出訴セラレタルトキ答辨ヲ以テスル如キ或ハ賣買契約ヲ取消ス爲メ自ラ出訴スル如ク種々ノ方法アリ而シテ幼者ノ行爲記録ヲ以テシタル事柄タルトキハ其未丁年ニ達セサル間ニ同シク記録ノ所爲ヲ以テ取消シテ爲スコトヲ要ス然レトモ單ニ行爲ニ止マル場合ニ於テハ其レト同様ノ鄭重ヲ以テセル行爲ニテ取消シテ爲スコトヲ得且或ル先例ニ依ルニ其幼者タルノ際ニテモ又ハ丁年後ニテモ之ヲ取消スヲ得ルトセリ要スルニ取消ノ結果ヲ有シ得ル行爲ハ如何ナルヲ要スルカト云ハ、其取消サントスル所ノ行爲ノ性質ニ準シテ之ヲ定ムル者トス左レハ取消ノ行爲カ最初ノ行爲ト同様ノ鄭重ナル者ナレハ確ニ取消シノ効アル者トス尤モ取消シノ行爲ハ必ス前ノ行爲ト同一ノ鄭重タルヲ要スルト云フニハアラス

○第一科教課及受持講師姓名

第一學年

- 一 法學通論 每時間 法學士 山田喜之助
- 一 契約法 全上 法學士帝國大學助教 土方 寧
- 一 私犯法 全上 法學士 奥田義人
- 一 親族法 全上 法學士 山田喜之助
- 一 刑法 全上 法學士 岡山兼吉
- 一 代理法 全上 米國法律學士 菊池武夫
- 一 組合法 全上 法學士 松野貞一郎
- 一 動產委託法 全上 法學士 元田 肇
- 一 合衆國法律 全上 米國法律學士 シドモール
- 一 英國刑法 全上 法學士 澁谷慥爾
- 一 羅馬法 全上 法學士 渡邊安積
- 一 判決錄 全上 法學士 渡邊安積
- 一 論理學 全上
- 一 理財學 全上
- 一 英語學 每時間

菅沼達吉
植原惟忠

第二學年

- 一 買賣法 每時間 法學士 藤田隆三郎
- 一 財產法 全上 法學士 增島六一郎
- 一 証據法 全上 法學士 渡邊安積
- 一 會社法 全上 法學士 大谷木備一郎
- 一 流通証書法 全上 法學士帝國大學助教 土方 寧
- 一 商船法 全上 高橋健三
- 一 治罪法 全上 佛蘭西法律學士 木下廣次
- 一 保險法 全上 法學士 渡邊安積
- 一 國際公法 全上 法學士 高橋捨六
- 一 訴訟法 全上 法學士 增田六一郎
- 一 オースチン氏 法理學 全上 法學士 關 直彦
- 一 合衆國法律 全上 米國法律學士 シドモール
- 一 判決錄 全上 法學士 渡邊安積
- 一 訴訟演習 每週一回二時間乃至三時間
- 一 英語學 每時間

菅沼達吉
植原惟忠

第三學年

- 一 財產法 毎週一時間 法學士 増島六一郎
- 一 破産法 全上 法學士 増島六一郎
- 一 法律抵觸論 全上 法學士 山田喜之助
- 一 分析法理學 全上 法學士 高橋捨六
- 一 法律沿革論 全上 法學士 増島六一郎
- 一 憲法 全上 法科大學卒業生 植村俊平
- 一 行政法 全上 法學士 江木衷
- 一 訴訟法 全上 法學士 増島六一郎
- 一 オーストリア 法理學 全上 法學士 關直彦
- 一 日本法令 同上 米國法律學士 金子堅太郎
- 一 立法學 毎週一時間
- 一 合衆國法律 全上 米國法律學士 シドモール

- 一 動産差押法 一月一回 パリストル リッチファイルド
 - 一 訴訟演習 毎週一回二時間乃至三時間
 - 一 英語學 毎週一時間 理學士 高須録郎
 - 一 卒業論文
 - 一 臨時講義 パリストル 法科大學教頭 穂積陳重
 - 一 臨時講義 パリストル 岡村輝彦
 - 一 臨時講義 米國法律學士 小村壽太郎
 - 一 成法理論 高橋健三
 - 一 臨時講義 法學士 合川正道
- 右之通り改定候也

東京神田錦町貳丁目貳番地

明治十九年九月

英吉利法律學校

校外生規則抜抄

第七章 校外生規則

第一款 講義錄

第三十八條 通則

遠隔ノ地方ニ在リ又ハ業務ノ爲メ參校シテ親シク講義ヲ聽ク能ハサルモノ、便チ計リ校外生ノ制ヲ設ケ本校講師講義ノ筆記ヲ印刷シテ之ヲ頒ツ

第三十九條 種類

講義錄ハ第一年級講義錄第二年級講義錄第三年級講義錄ノ三種トス但第三年級講義錄ハ明治二十年九月ヨリ之ヲ出版ス

第四十條 出版日

第一年級講義錄ハ毎土曜日ニ發兌シ第二年級講義錄ハ毎水曜日ニ之ヲ發兌ス

第四十一條 紙數

講義錄ハ都テ一冊ノ紙數九十「ペーシ」ヲ

限リトス

第四十二條 記載事件

講義錄ハ講義ヲ記載スルノ外本校ノ記事及廣告類ヲ記載スルモノトス

第二款 校外生入學在學規則

第四十三條 通則

何人ニ限ラス本規則ニ從ヒ校外生タラント欲スルモノハ試験ヲ要セス何時ニテモ入學ヲ許ス

第四十四條 教科及修業年限

教科及修業年限ハ校内生ニ同シ

第四十五條 講義錄配付

校外生ニハ毎週一回英吉利法律講義錄ヲ配付スベシ

第四十六條 証書

校外生ニシテ就學証書又ハ卒業証書ヲ受ケント欲スルモノハ望ニ依リ試験ノ上之

ヲ授與スベシ

第四十七條 入學手續

校外生タラント欲スルモノハ其氏名、族籍、住所、年齢ヲ記シタル入學証ニ束修並

ニ一ヶ月分月謝ヲ添ヘ申込ムヘシ

第四十八條 入學証

校外生入學証雛形

私義今般貴校へ入學御許可相成候上ハ在學中御規則堅ク相守可申候仍テ証書如斯候也

宿所族籍

年月日

姓

名

印

年齢

英吉利律學校御中

第四十九條 束修

校外生ハ束修金五拾錢ヲ納ムベシ

第五十條 月謝

校外生ハ毎月翌月分ノ月謝金七拾錢ヲ前納スベシ

但前納セサルモノヘハ講義録ノ配付ヲ

見合スベシ

第五十一條 増金

將來印刷費遞送費等増加スルルハ豫メ通知シテ相當ノ増金ヲ納メシムル丁アルベシ

第五十二條 月謝金不返付

既ニ受領シタル月謝金ハ假令本人ノ都合ニヨリテ退學スト雖之ヲ返付セス

第五十三條 住所通知

住所ヲ轉シ又ハ氏名ヲ改稱スルモノハ速ニ本校講義録掛へ通知スベシ

第五十四條 月謝金遲滞

月謝金不納ニヶ月以上ニ及フトキハ退校生ト見做スベシ故ニ再ヒ送本ヲ請フモノ

ハ更ニ入學ノ手續ヲ爲サシムベシ

第五十五條 月謝金送付手續

月謝金ヲ爲替トシテ送致スルモノハ東京

神田區錦町二丁目二番地英吉利法律學校

會計岡山兼吉へ宛東京神田郵便局へ向ケ

振込ムヘシ

第五十六條 同上

月謝金ハ郵便切手ヲ以テ納付スルコトヲ

禁ス

通運會社ニ托シ貨幣ヲ送致スルモノハ配

達料一錢ヲ添ヘ拂込ムヘシ

第三款 校外生質問規則

第五十七條 通則

本校々外生講義録ニ登載スル諸課目ニ限

リ疑問アルハ通信ヲ以テ之ヲ質スコト

ヲ得但擬律擬判ノ問ハ一切答案ヲ付セサ

ルモノトス

第五十八條 質問信書

質問信書ニハ講義録ノ號數(合本ニ爲シタル
シ難キハ此
限ニアラス)課目丁數ヲ示シ疑問ノ要點ヲ

明瞭ニ記載スヘシ

第五十九條 答案

凡ソ質問ハ質問委員ニ於テ其難易ヲ判別

シ主旨自ラ明瞭ナリト認ムルモノ若クハ

質問通信ノ文意了解シ難キモノハ答案ヲ

付セサルヘシ

第六十條 問答記載

質問及答案ハ時々講義録ノ紙尾ニ登錄ス

ヘシ

第六十一條 質問信書名宛

質問信書ハ本校質問委員ニ宛テ郵送スベ

シ

法學士 渡邊安積先生講述

羅馬法 完

最上等洋綴 定價金壹圓

校外生諸君へハ特別廉價七十錢ニテ 賣渡ス 但郵税金三十二錢

現今獨逸ニ於テ法理學ノ泰斗ト仰カル、博士イエリング氏曾テ謂ヘルコトアリ曰ク羅馬ハ三ツヒ世界ニ號令シ世界ヲ統一セリ第一回ハ武威ヲ以テシ第二回ハ教權ヲ以テシ第三回ハ法律ヲ以テセリト英吉利ノ法理學士メイン氏モ亦曰ク羅馬法ハ古來尊重敬禮ヲ以テ遇セラレサルノ世ナク泰西諸國法律ノ大部分ハ實ニ羅馬法ニ根據スル者ナリト蓋目今我國ノ制度ハ模範ヲ歐米ノ法律ニ取リテ益改良進步セシト欲スル者ナレバ羅馬法ノ我國ニ進入スル勢避ク可カラサルノヲタリ然ラハ則世ノ法律ノ學ニ從事シ我國ノ法律制度ノ改進ヲ以テ自ラ任セント欲スルノ士ハ豈一日モ羅馬法ノ攻究ヲ緩慢ニ付シテ可ナランヤ唯憾ラクハ羅馬法ノ邦語ヲ以テ綴リタル者世甚希ナリ本書ハ則チ法學士渡邊安積君カ先キニ東京大學ニ於テ講述シタルモノヲ修正補綴シタル所ニ係リ羅馬法ノ原理要則ヲ彙集分折シ其明晰ナル歴

々掌チ指スカ如シ學者幸ニ此法理ノ無盡藏ヲ座右ニ備フルトキハ其益タル蓋普通ノ法律書數百卷ヲ有スルニ倍セン
發兌 東京馬喰町二丁目 全本郷春木町三丁目 全支店
高村利助

訴訟鑑定約定起算相談

バリストル 法學士 增島六一郎 英米ノ實地ヲ研究スルノ後 第一着 法律我訴訟ノ有様ヲ見ルニ 殊ニ然ルカ爲メ終ヒニ救フニ道ナ

キモノ少ナカラス **地方事件** 殊ニ然ルカ爲メ

信局 代理 鑑定辨護立 社起業約定 内外商業

取引等ニ關シ 當初ヨリ 相談 害失敗チ 未萌 防ク

チ爲ント 且英國 倫敦 船船輻輳ノ中央ニ於ス 實地ニ專ラ研究シタル

衝突保險 等ニ關スル訴訟ハ專務 遠地

ノ諸君ト雖事件ノ情况 回 答 セン但シ

御中越次第進呈スヘシ 規則書ハ

東京日本橋區 本局 横濱居留地 出張所
檜物町六番地 六十番館

本校參考用書目

左ノ書籍參考用ノ爲メ本校生徒ニ限リ特別廉價ヲ以テ讓渡シ候

法學士渡邊安積編輯

○羅馬法

定價金壹圓
特別廉價金七十錢
遞送費三十二錢

法學士渡邊安積講義

○アン契約法

同一冊金八錢
又同十錢
十三冊マデ出版濟

法學士山田喜之助著

○英米代理法

同金壹圓
同金七十五錢

法學士山田喜之助著

○補英國私犯法

同金七十五錢
同金五十錢

法學士山田喜之助著

○隣氏會社法

同金壹圓三十錢
同金九十五錢
同金十四錢

法學士砂川雄峻著

○英米契約法

同金壹圓
同金七十五錢

○佛國商法手形法

三十六錢

○同會社篇

四十六錢

○同代理法

三十六錢

○同民法書入特權

七十八錢

○同法律沿革史

四十五錢

○同英國訴訟法

三十五錢

○同通用手形法

三十五錢

右遞送費ハ總テ先拂ノ事

明治十九年九月十八日 (定價金貳拾錢)

持主

印刷人

編輯人

神田區錦町貳丁目貳番地

發行所

英吉利法律學校

增島六一郎

大谷木備一郎

澁谷慥爾

20131012

○ 總丸會 城 志

同金十四圓
同金十五圓
同金十四圓三十錢

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓

○ 英米升 野 志

同金十五圓
同金十五圓